

## 注目！判例ファイル：第93回

九州大学社会法判例研究会  
九州大学大学院法学府博士後期課程：社会法学

山下，慎一  
九州大学大学院法学府博士後期課程：社会法学

<https://hdl.handle.net/2324/17025>

---

出版情報：やまぐちの労働. 521, pp.4-5, 2010-01. 山口県労働協会  
バージョン：  
権利関係：

●遺族厚生年金不支給処分取消請求事件  
福岡地判 平成二〇・八・二六 判夕二一九八二頁

## 重婚的内縁関係にあった厚生年金保険の 被保険者の戸籍上の妻の配偶者要件該当性

九州大学  
社会法判例研究会

## 【事実の概要】

一 訴外Aは、昭和四九年一月、原告Xと婚姻するとともに、Xと前夫との間の子である訴外Bと養子縁組をした。A、X及びBは、平成九年五月まで同居していたが、同年六月に、XとBが家を出て別居が開始された。

Xは同年六月、福岡家庭裁判所小倉支部に、Aを相手方として離婚及び慰謝料の支払を求める調停を申し立てたが、後にこの調停を取り下げた。さらにXは平成一一年一月、同支部に、Aを相手方とする婚姻費用分担の調停を申し立てたところ、審判手続に移行し、同支部は同年九月、AがXに対し毎月一四万円を支払うことを命じる審判を行った。

他方Aは、平成一二年、Xに対し離婚を請求する訴えを同支部に提起した。同支部は平成一一年一月、AとXらの「夫婦又は養親子としての共同生活の実体を欠き……回復の見込みが全くない状態……と認めるのは困難」などと判断し、請求を棄却した(確定)。

平成一三年三月、同支部はAによる婚姻費用分担債務の免除等を求める申立てを受けて、AがXに支払う婚姻費用を毎月一万円に変更する旨の審判をした。

二 Aは平成元年ころ、Z(被告補助参加人)と知り合い、遅くとも平成一三年七月ころから、共同で購入した福岡県中間市の住宅で同居するようになった。Aは平成一六年二月に、Zは同年四月に、各々を世帯主として上記中間市に住民票上の

住所を異動させた。

三 Aは老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給権者であったが、平成一六年五月に死亡した。そのためXは平成一六年六月、社会保険庁長官に対し遺族厚生年金を支給する旨の裁定請求をしたが、平成一七年三月、同長官はXに対し、XとAとの間の婚姻関係が実体を失い形骸化していたとして、これを支給しない旨の処分(本件処分)をした。Xは本件処分を不服として、同月、社会保険審査官に対し審査請求をしたが、棄却され、再審査請求も棄却された。他方Zは、平成一六年七月、Aに係る遺族厚生年金支給の裁定を請求し、平成一七年三月、その裁定を受けてこれを受給している。

四 Xは、被告Y(国)に対し、AとXとの婚姻関係は実体を全く失っていたとはいえず、Xは配偶者要件を満たさうえ、生計維持要件も満たすと主張して、本件処分の取消しを求めた。なお本解説では、紙幅の都合から、Xの配偶者要件該当性のみを検討対象とする。

## 【判旨】 請求認容(控訴)

Xの配偶者要件該当性を肯定

一 厚生年金保険法(以下、「法」)五九条一項の「配偶者」とは、原則として戸籍上婚姻の届出を行った者をいうが、そのような者であっても、その婚姻関係が実体を失って形骸化し、その状態が固定して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち、事実上の離婚状態にあるときは、もはや「配偶者」に当たらないと解するのが相当である。「そ

して、形骸化の有無を判断するに当たっては、別居の経緯、期間、婚姻関係を維持する意思の有無又は婚姻関係を修復するための努力の有無、相互の間の経済的依存の状況、別居後の音信、訪問等の状況、重婚的内縁関係の固定性等を総合的に考慮すべきである」。

二 「XとAは、婚姻後約二二年間夫婦共同生活を営んできたところ……その別居期間は未だ約七年間にすぎず、夫婦共同生活を営んだ期間に比してかなり短く、他方、AとZとの親密な関係は五年程度でしかない。また、Xは別居当初一時離婚を望んだこともあったが……Aの離婚請求は……棄却されて確定し、さらに、Xは……審判により命じられた金額の振込送金をAから受け続けてきており、加えて、AはXに対し離婚に伴う給付を何ら行っていないのであって、これらの事実にかんがみると……未だXとAの婚姻関係が実体を失って形骸化し、その状態が固定して近い将来解消される見込みがなく、いわば事実上の離婚状態にあったとまで認めることは相当でない」。

三 「なお、Yは、亡Aの支払が婚姻費用分担の審判に基づくものであったことを指摘するが、これをもって、経済的依存関係に関する判断が左右されるといふことはできない」。また、Yは、AがXに対する審判で定められた婚姻費用分担義務を履行しなかったとき、Xが、Aの債権につき強制執行申立てを行ったことをもって、Aとの婚姻関係を修復しようとする意思を有しなかったことを示すと主張するが、このことをもって、

Xに婚姻関係の修復の意思がなかったとはいえない。さらに、約七年間の別居期間中のAからXへの婚姻費用の支払をもって事実上の離婚給付とみる見方は、採用できない。

### 【解説】

一 厚生年金保険は、「労働者の老齢、傷害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする（法一条）。このように、本判決の扱う遺族厚生年金の問題は、労働者及びその家族らの生活と深い関わりを有しているため、ここで紹介・解説したい。

二 我が国の民法は法律婚主義を採るものの、社会保障法をはじめとする他の法領域においては、必ずしも法律婚のみが保護の対象となっていないわけではない。遺族厚生年金の受給者たる「配偶者」（法五九条一項）には、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が含まれる（法三条二項）。これは、現実の生活関係を重視し、保護する趣旨であると考えられる。また、法律上の婚姻関係と内縁関係が併存する重婚の内縁関係における配偶者性について、行政解釈では、法律上の婚姻関係がその実体を全く失ったものとなつているときに限り、内縁関係にある者を事実婚姻関係にあるものとして認定すべきものとしている（昭和五五年五月一六日庁保発第一五号）。また、どのような場合に「婚姻関係が実体を全く失った」と言いつけるかについては、当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届け出をしていないとき、などの定めがある（同日庁保発第一三三号）。

本判決は、配偶者要件該当性に関する一般論として、戸籍上の妻であっても「事実上の離婚状態にあるときは、もはや『配偶者』に当たらない」と

する。これは、本判決も参照するリーディングケース（最一小判昭五八・四・一四民集三七卷三号二七〇頁）からほぼ一貫して用いられている判断枠組みである。そして、「事実上の離婚状態」の判断に際しては、【判旨】一後半に見られる多様な要素を「総合的に考慮」と述べる。このような総合的判断という手法も、従来の同種事案に関する判断手法をほぼ踏襲している。

三 本件判旨において、「事実上の離婚状態」の認定に消極に働く要素は、①別居や内縁関係の期間が、夫婦共同生活の期間に比してかなり短いこと、②Aによる離婚請求訴訟が棄却されたこと、③XがAから審判によつて命じられた婚姻費用の支払いを受け続けていたこと、④AがXに離婚給付を行っていないこと、の四点である（【判旨】二）。このうち②については、Xが一旦は離婚を望んでいたことや、それがのちに覆され婚姻継続を希望するに至った経緯を含めてより詳細に分析すれば、「事実上の離婚状態」の存在を肯定する要素も抽出できたのではないかと思われる。同様に、③および④についても、判旨自身が「なお」書き（【判旨】三）で指摘している視点から分析を行えば、「事実上の離婚状態」の認定に有利に働く要素を見出すことができよう（たとえば、強制執行の申立てがなされるような関係において、それ以降に婚姻関係が復活するようなことは、通常考えにくいと思われる）。そうであるとするれば、本件において「事実上の離婚状態」を否定する判断を支えるのは、①の「期間」という要素であると考えることができよう。

四 この①「期間」という要素は、同種の裁判例においてしばしば重要なものとして考慮される（例として、東京高判平一九・七・一一判時一九九一号、六七頁。同判決は、戸籍上の妻との同居期間四年、重婚の内縁期間六年余りという状況で重婚の内

妻の遺族年金受給権を肯定した一審判決（東京地判平一八・一一・一二訟月五四卷一・二号三〇〇四頁）を覆したものであり、判旨は「期間」の長さの重要性を強調している。しかしながら、期間を考慮要素とする場合、被保険者（本件ではA）の死亡時点を基準にせざるを得ず、その上で、戸籍上の妻との同居期間と、別居期間ないし重婚の内縁期間の長短を比較することになる。この被保険者の死亡時期（すなわち、別居期間ないし重婚の内縁期間の長短）は、被保険者や重婚の内妻、または戸籍上の妻が、婚姻をめぐってどのような関係にあったか、どのような意思を有していたかに関わらず、全くの偶然によつて決まる。この偶然によつて生じる不利益（被保険者死亡時点以降、期間の伸びが止まること）は、基本的には重婚の内妻が負うことになる。なぜなら、争いになる事案では被保険者が死亡時に戸籍上の妻と同居していることはないためである（同居していれば「事実上の離婚状態」は争いなく否定されよう）。このように「期間の長短」は、偶然により生じる不利益を常に重婚の内妻に負わせるものであり、現実の生活関係を重視・保護するという法の趣旨からすれば、法的判断の要素としてふさわしいものであるかは疑わしい。

本件において①「期間」という要素の正当性が疑われるとすれば、上記②ないし④の各要素が、判旨自身が【判旨】三において指摘した視点等から、さらに分析的に検討される必要があった。この点において、判旨の判断過程は不十分であったと考えられる。

九州大学大学院法学府博士後期課程

山下 慎一